

# 資料編

## 1 計画策定経過

月 日	内容
平成25年度	
5月15日	第1回安城市スポーツ振興計画策定分科会・策定幹事会
5月24日	第1回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)
6月13日～7月5日	スポーツに関する市民意識調査(成人)(中高生)
10月9日	第2回安城市スポーツ振興計画策定分科会
10月24日	第2回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
11月12日	第2回安城市スポーツ振興計画策定委員会
2月13日	第3回安城市スポーツ振興計画策定分科会
2月21日	第3回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
3月19日	第3回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)
3月20日	第1回スポーツ振興に関するワークショップ ・スポーツに関する市の課題について
平成26年度	
4月11日	第2回スポーツ振興に関するワークショップ ・スポーツ実施率向上のアイデア、取り組みについて①
4月25日	第3回スポーツ振興に関するワークショップ ・スポーツ実施率向上のアイデア、取り組みについて②
4月30日	第4回安城市スポーツ振興計画策定分科会
5月13日	第4回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
5月28日	第4回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)
7月30日	第5回安城市スポーツ振興計画策定分科会
8月8日	第5回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
8月22日	第5回安城市スポーツ振興計画策定委員会
10月1日	第6回安城市スポーツ振興計画策定分科会
10月14日	第6回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
10月29日	第6回安城市スポーツ振興計画策定委員会
3月5日	第7回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)
平成27年度	
4月28日	第7回安城市スポーツ振興計画策定分科会
5月8日	第7回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
5月28日	第8回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)
7月10日	第8回安城市スポーツ振興計画策定分科会
7月21日	第8回安城市スポーツ振興計画策定幹事会
7月29日	第9回安城市スポーツ振興計画策定委員会
10月6日～11月5日	パブリックコメント実施予定
11月20日	第9回安城市スポーツ振興計画策定分科会・幹事会予定
2月17日	第10回安城市スポーツ振興計画策定委員会(スポーツ推進審議会)

## 2 策定委員会にかかる条例及び規則

### 安城市附属機関の設置に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 34 号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第 2 条—第 4 条関係）（略）

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
教育委員会	安城市スポーツ振興計画策定委員会	スポーツ振興計画（スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく計画をいう。）の策定に関する事項の調査審議	16 人以内	学識経験を有する者 市民 関係行政機関の職員 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間

## 安城市スポーツ振興計画策定委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市スポーツ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

### (会長及び副会長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習部スポーツ課において処理する。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 策定委員会委員名簿（平成 25 年度～平成 27 年度）

役職	氏名	所属等
委員長	平岩文雄(H25～)	NPO法人安城市体育協会(理事長)
副委員長	荒川清明(H25)	安城市スポーツ推進委員連絡協議会(会長)
	横山 修(H26～)	
委員	笠原喜美江(H25～)	安城市老人クラブ連合会(副会長)
	松本美登志(H25)	愛知県中小学校体育連盟(安城支所長)
	加藤治好(H26～)	
	山本新平(H25～)	市内高等学校代表(愛知県立安城東高等学校保健体育科主任)
	藤浦快也(H25～)	アイシン・エイ・ダブリュ(株)総務部社会貢献グループ担当員
	石川 恭(H25～)	愛知教育大学教育学部保健体育講座教授
	岩月俊二(H25～)	市民代表
	森下秀一(H25～)	市民代表
	吉田祥子(H25～)	市民代表
	澤 信一(H25、26)	小中学校校長会(丈山小学校長)
	石川孝一(H27)	小中学校校長会(東部小学校長)
	高畑尚弘(H25～)	市内高等学校代表(愛知県立安城高等学校長)
	中野幹尾(H25)	安城市社会教育審議会
	近藤金光(H26～)	
	稲垣寿隆(H25～)	安城市子ども会育成連絡協議会(副会長)
	加藤勝美(H25)	安城市町内会長連絡協議会
	神谷道紀(H26)	
	杉浦宏惇(H27)	
	加藤宣子(H25、26)	愛知県健康づくりリーダー連絡協議会(安城支部長)
	鈴木憲生(H27)	

## 4 諮問・答申

平成26年5月28日

安城市スポーツ振興計画  
策定委員会委員長 様

安城市教育委員会  
委員長 船尾 恭代

### 第2次安城市スポーツ振興計画について（諮問）

本市では、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする安城市スポーツ振興計画により、スポーツ行政を推進しています。

生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にスポーツが行われ、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、第2次安城市スポーツ振興計画の策定にあたり、貴委員会の意見を求めます。

平成28年2月17日

安城市教育委員会  
委員長 大見 宏 様

安城市スポーツ振興計画策定委員会  
委員長 平岩 文雄

### 第2次安城市スポーツ振興計画について（答申）

平成26年5月28日付けで諮問のありました第2次安城市スポーツ振興計画の策定につきまして、慎重に審議のうえ別添のとおり計画書（案）を取りまとめましたので答申します。

第1次計画で取り組んできた「マイスポーツ運動」を継承しつつ、スポーツを通して健康で幸せになれるよう、「みつけよう マイスポーツ ひろげよう 元気な笑顔」をスローガンに掲げております。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、スポーツにおける関心が高まっている状況のなか、本計画に基づき各施策が着実に実施され、市民のスポーツ活動が一層推進されるよう要望します。

## 5 用語解説

### あ 行

#### ◆AED

Automated External Defibrillator の頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器という。高性能の心電図自動解析装置を内蔵した医療機器で、心臓に対する電気ショックを与えるもので、日本では、医師・看護師・救急救命士のみで使用が認められていたが、平成 16 年 7 月 1 日から、一般市民にも使用が認められることとなっている。

#### ◆NPO 法人

営利を目的とせず、自主的・自発的に社会的な活動を行う民間の組織、団体であり、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく認証を受け、法人格を取得したものである。

### か 行

#### ◆学校施設開放運営委員会

学校の施設を児童、生徒が利用しない時間帯を有効活用し、地域の団体・グループに、学校の施設をスポーツで利用できるように設置された委員会のことである。構成員として、学校、町内会、利用団体、スポーツ推進委員などで構成される。

### さ 行

#### ◆事前キャンプ候補地ガイド

2016 年 8 月のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせて各国・各地域の国内（地域）オリンピック委員会、国内（地域）パラリンピック委員会に対して国内の事前キャンプ候補地を紹介するガイドのことである。

#### ◆指定管理者制度

平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の管理受託者の範囲を拡大した制度で、従前、公の施設の管理は、普通地方公共団体の出資法人や公共団体、社会福祉法人など公共的団体に委託できるとされていたが、その管理を広く事業者等にも開放し、民間活力の導入によるサービス向上や効率的運営を行えるようになってきている。また、従前は自治体が行っていた利用者に対する使用許可を指定管理者が行うことを可能とする管理代行という考え方や、指定管理者が施設利用料金を収受して自立的経営を行うことができるようにする利用料金制度なども取り入れられている。

#### ◆スポーツ少年団

公益財団法人日本体育協会が、スポーツを通じた青少年の健全育成を目的として事業を行っている団体で、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団の4つの段階で構成され運営されている。

#### ◆スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき、市町村のスポーツの推進に係る体制を整備するために市町村から委嘱を受け、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整、並びに住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行っている。

#### ◆スポーツチャレンジデー

世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントであり、一般的には、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、毎年5月の最終水曜日に15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率(%)を競い合って優劣を決めている。

#### ◆スポーツボランティア

スポーツ文化の発展のため、金銭的報酬を期待することなく自ら進んでスポーツ活動の支援をする人のことを指している。

#### ◆総合型地域スポーツクラブ

文部科学省が地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指すために行ってきたクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される公益性・地域性を備えたスポーツクラブのことである。

## な 行

### ◆日本リーグ

日本国内のスポーツ競技において、参加チームが総当たりで優勝を争うリーグ戦が、トーナメント戦に比べて年間を通して多くの試合をこなすため、選手の強化につながることを理由に始められたもので、1965年のサッカーを皮切りに、現在バレーボール、バスケットボール、卓球、ハンドボールなどのリーグがある。

### ◆ニュースポーツ

科学的な知見に基づいて、より安全に、より健康的に既存のスポーツを変形したり、類似したルールを採用したりして、近年高齢者や子どもも可能なレクリエーションとして紹介されるようになった新しいスポーツのことで、主なものとして、羽根つきボールでバレーボールをするインディアカ、ゴルフより簡便なグラウンドゴルフ、フランスのクロッケーが日本で改良されたゲートボールなどがある。

## ら 行

### ◆ライフステージ

人生の主な節目による段階を意味し、人間の一生を時間的に段階区分したものである。